

学外における実習継続の基本的対応

1 実習の基本的考え方について

各学部等で実施する、学外で行われる実習科目（インターンシップ等を含む）において、実習開始前の留意事項、実習期間中に、学生又は教員が、新型コロナウイルスに感染した場合等の共通する基本的な対応や、実習を中止した際の各学部等の対応について定めることにより、実習履修への支障を可能な限り低減させ、円滑な運営を図っていく。

なお、野外のみで行われる等、対外的な相手方との折衝が不要である実習科目、又は学内のみで行われる実習科目については、授業継続の基本的対応（別添1）に準じるものとする。

2 実習開始前の留意事項及びその対応

- ① 県内及び本学内での感染状況を勘案し、本学としての実習可否を判断した上で、事前に、実習施設に対し、実習の受入れを確認する（実習施設に対し、本学としての感染防止対策の具体的方策を明示することも必要）。
- ② 実習施設の特有の状況（高齢者、妊産婦、新生児、小児等の収容施設、不特定多数利用施設など）により、感染リスクへの配慮が必要な場合は、実習施設と実習中における感染防止対策を綿密に検討する。
- ③ 実習1週間前程度から、学生が、自らの健康管理をするよう指導する。
風邪や発熱などの軽い症状が出た場合は、外出をせず、自宅で療養し、自己判断せず実習指導教員へ必ず連絡し、指示を仰ぐよう指導する。また、実習後においても、症状があった場合も同様の対応をするよう指導する。

3 感染者発生への基本的対応

感染発生パターン	基本的対応
①実習期間内に、学生が感染者となった場合（私的行動で感染した場合を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所又は感染者本人から連絡を受けた場合、当該学生が出席している実習を速やかに中止し、当該施設等で実習中の全学生に自宅待機を指示 ・保健所等から濃厚接触者に特定された学生、教員は自宅待機を継続（出席停止2週間、健康記録票を毎日、健康サポートセンターに報告）、その他の学生については保健所等から助言を受け対応 ・実習継続の可否については実習施設と協議の上、決定 ・実習継続が困難となった場合、実習中止 ・実習中止の場合は、代替措置を実施
②実習施設側に感染者が発生した場合（一緒に実習している他校の学生が感染者となった場合を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・実習施設側の感染者と実習学生、教員との接触状況を確認 ・保健所等から濃厚接触者に特定された学生、教員は自宅待機（出席停止2週間、健康記録票を毎日、健康サポートセンターに報告）、その他の学生については保健所等から助言を受けて対応 ・実習継続の可否については実習施設と協議の上、決定 ・実習継続が困難となった場合、実習中止 ・実習中止の場合は、代替措置を実施
③実習中に滝沢キャンパス内に感染者が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・実習学生、教員が滝沢キャンパス内感染者との濃厚接触の可能性があれば、当該学生、教員を自宅待機とし、保健所等から濃厚接触者に特定された学生、教員は自宅待機（出席停止2週間、健康記録票を毎日、健康サポートセンターに報告）、その他の学生の実習継続の可否については、実習施設と協議の上、決定 ・実習継続が困難となった場合、実習中止 ・実習中止の場合は、代替措置を実施

④同居家族が感染者となった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学生、教員を自宅待機させ、保健所等から濃厚接触者に特定された学生、教員は自宅待機（出席停止2週間、健康記録票を毎日、健康サポートセンターに報告）、その他の学生については保健所等から助言を受けて対応 ・実習継続の可否については実習施設と協議の上、決定 ・実習継続が困難となった場合、実習中止 ・実習中止の場合は、代替措置を実施
-----------------	--

【共通事項】

- ア 各学部等（各専門分野）、高等教育推進センターごとに、実習中における学生の行動を記録するフォーマットを作成し、学生自身が毎日記録する。
- イ 実習指導教員は、学部長、高等教育推進センター長へ報告し、指示あるいは助言を得る。
学部等において、事故発生時の連絡方法が決まっている場合は、そのフローに沿って報告し、指示を得る。
- ウ 実習継続が困難となった場合、学部長又は学科長、高等教育推進センター長は、教育支援室長にその旨を情報提供する。教育支援室長は、教育支援本部で共有するとともに、本学役員に報告する。
- エ 教員は学生に対し、次の感染防止対策を徹底させるよう指導する。
- ①感染症対策のポイントである「感染源を断つこと」「感染経路を断つこと」「抵抗力を高めること」という意識の向上
 - ・風邪症状がある場合は、自宅で休養
 - ・マスク着用、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
 - ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事の心がけ
 - ②感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動の抑制
 - ・全国から不特定多数の人々が集まるイベントでは急速な感染拡大のリスクを高めることにつながるという理解
 - ・教室等のこまめな換気の徹底
 - ・近距離での会話や発表等の際はマスクの着用
 - ・食事中の会話を控えることは、飛沫を防ぐことができるため感染症対策のひとつとして徹底

4 実習を中止したときの代替措置

- ① 実習を中止したときの代替措置については、各学部等、高等教育推進センターにおいて、予め定める。
- ② 下記職種の資格に係る取扱いについては、国からの事務連絡に基づき検討するものとする。
本事務連絡だけでは理解しにくい事項（どういう代替措置であれば国家試験受験資格につながるのかなど）については、個別にあるいはそれぞれの職能・教育団体等を通じて文部科学省に照会した上で、適切な措置をとるものとする。

保健師、助産師、看護師、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

- ・令和4年4月14日付け事務連絡（文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局ほか発出）
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設の対応及び実習施設への周知事項について

保育士

- ・令和3年5月19日付け事務連絡（厚生労働省子ども家庭局保育課）
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について

教職課程

- ・令和4年3月25日付け通知（文部科学省総合教育政策局長）
教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について